

インターンシップ参加学生サポート補助金の概要

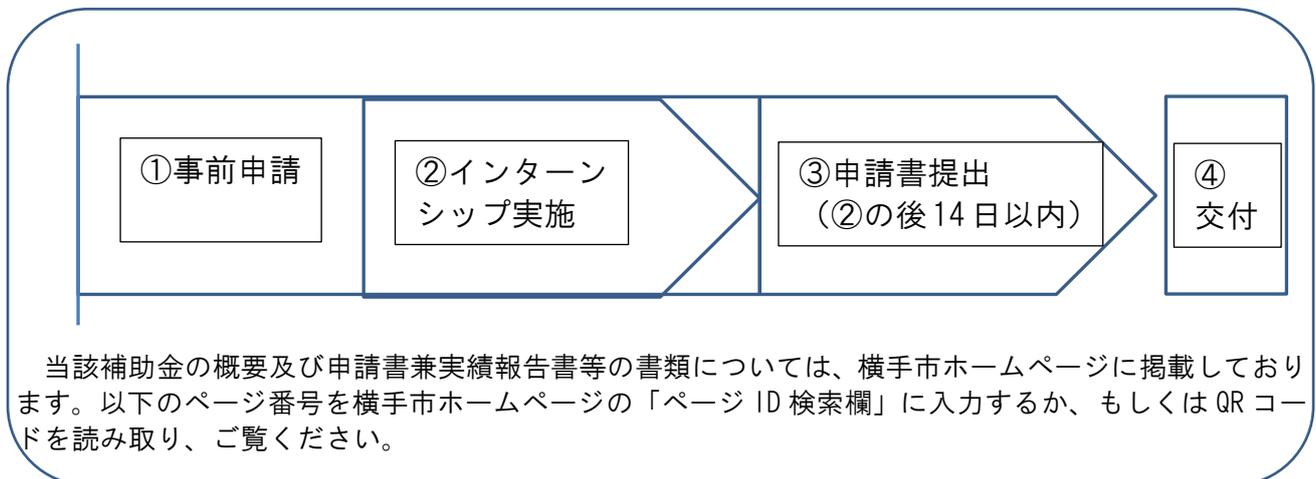
大学生等（大学生、大学院生、高等専門学校生、短期大学生、専修学校生）が、市内企業の魅力の理解と市内企業への就職促進を図るため、インターンシップ（就業体験；企業の実務を経験すること）へ参加した学生が負担した交通費・宿泊費を補助します。

令和6年4月1日 商工労働課

項目	内容
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に基づく大学、大学院、高等専門学校、短期大学、専修学校に在籍している方 または 職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校に在籍している方。ただし、短期留学生は除きます。
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> 横手市内の事業所（※1）でインターンシップ（※2）を行うこと 入社予定社員向けの事前研修の一環や就職先内定決定後に行われるものではないこと 令和7年（2025年）3月31日までにインターンシップが終了すること 横手市の企業等へ就労意旨があること 就業体験（※3）の提供を目的としたものであること 実働が1日の場合実働6時間以上、実働2日であれば各日実働4時間以上であること 職場の社員が学生を指導し、学生にフィードバックを行うものであること 卒業後の進路状況の調査に同意すること（※4） <p>※1 ただし、風営法に定める営業を行う事業所は対象外となります。</p> <p>※2 インターンシップとは「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうかを見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した職業体験を行う活動」と定義されているため、その旨から外れる受入事業者の広報活動や受入事業者等での就業体験以外の体験活動は本補助金の対象外となります。</p> <p>※3 就業体験とは企業の実務を経験することを示し、実務体験やその模擬作業を含むものとします。就業体験の交付要件を満たしているか確認する場合は、商工労働課までお問合せください。</p> <p>※4 進路状況調査でお預かりした個人情報にはインターンシップ促進支援事業に関することに使用するものであり、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップの実施にあたり、学生が負担した以下の経費 ①学生の居住地から事業所までの往復交通費（公共交通機関を使用する場合に限るものとし、合理的な経路により移動した場合のみとします。 ②インターンシップ実施期間に滞在する市内宿泊施設の宿泊費（前後泊も含む）1泊につき最大10,000円を上限とします。（食費は対象外） <p>※インターンシップの実施にあたり、国、県、その他における同内容の補助、助成等を受けたものは対象外とします。</p>
事前申請	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、事前（インターンシップ開始日の1週間前まで）にホームページの「インターンシップ参加学生サポート補助金事前申請フォーム」より申請書を提出してください。インターンシップ先やインターンシップ内容、交通手段や宿泊に関する確認をいたします。申請が1週間を切る際は、電話にて連絡をお願いします。
補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップの実施にあたり、学生が負担した経費の10/10以内（千円未満切捨て。上限6万円） ただし、申請は一人につき年度内2回までとします。

<p style="text-align: center;">提出書類</p>	<p>申請者は、以下の書類をインターンシップ終了後14日以内に商工労働課に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書兼実績報告書 ② 収支決算書 ③ インターンシップ実施証明書 ④ インターンシップ成果報告書 ⑤ インターンシップのスケジュールや実施内容等の詳細がわかる書類 (企業側が作成した書類に限ります。) ⑥ 振込口座確認書 ⑦ 学生であることを証明する書類(学生証の写し等) ⑧ 補助対象経費の支払いを証明する書類(領収書の写し等) <p>※領収書のあて名に申請者個人名ではない名称が記載されている等の事例が発生しておりますので、ご注意ください。 ホームページからの申請も可能です。</p>
<p style="text-align: center;">補助金の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類受領後、インターンシップ先の事業所へ実施確認を行う場合がありますのでご了承ください。 ・提出書類の内容を審査した後、提出していただいた振込口座へ補助金を振り込みます。

補助金交付までの流れ



横手市インターンシップ参加学生サポート補助金ページ番号：1004848



問合せ先(平日8時30分～17時15分)
 〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号
 (県平鹿地域振興局庁舎内)
 横手市役所商工観光部商工労働課商業振興係
 TEL:0182-32-2115 FAX:0182-32-4021
 E-mail:shoko@city.yokote.lg.jp